

社会福祉法人ひだまりの郷あなん 身体的拘束等の適正化のための指針

1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、利用者の行動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活・活動を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と権利を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的拘束廃止に向けた意識を持ったうえで、利用者支援に努めます。

また、サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及びその行動制限を行いません。

2. 身体的拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体的拘束の廃止及び適正化に向けて、虐待防止に関する協議と併せて「虐待防止・身体的拘束等適正化委員会」を設置する。

(1) 委員会の委員長は管理者とする。

(2) 委員会の構成メンバーは各事業所サービス管理責任者、主任以上の者とする。

(3) 虐待防止に関することや、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う（ひやり、事故委員会等）

(4) 委員会は、年1回以上開催する。また、不適切な身体的拘束等が行われたと判断された場合、早急開催を行う。

(5) 委員会の審議事項等

- ・身体的拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等の適正化に関する職員全体へ意識啓発研修会等
- ・身体的拘束等について報告された事例の集計と分析
- ・その他身体的拘束等に関する事項

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化に向けて、利用者の人権を尊重したサービスの励行を進めるとともに、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目的とした職員研修を行う。

(2) この指針に基づく研修は、年1回以上の研修に加え、新規職員採用時には必ず行い、研修の実施内容については記録を残すものとする。

4. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもと行う。

(1) 3要件の確認：3要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(2) 身体的拘束の取り扱い

要素を検討・確認したうえで身体的拘束を行うことを選択した場合は、サービス管理責任者の判断のもと行

う。また、身体的拘束を行った場合は、必ず委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行う。

5. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体的拘束等適正化検討委員会において検討を行い、身体的拘束を行うことよりも、身体的拘束をしないことによる危険性が高い例外的な場合において、3要件の全てを満たした場合においてのみ、あらかじめ本人・身元保証人への説明及び同意を得る。また、身体的拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限であることを検討する。

○身体的拘束に該当する具体的な行為（虐待防止の手引き厚生労働省作成より）

- ・ 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッド体幹四肢をひも等で縛る。
- ・ 転落しないように、ベッド体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）囲む。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢ひもで縛る。
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・ 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子すテーブルをつける。
- ・ 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・ 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

○ 身体的拘束の内容の記録

- ・ 身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な下記の事項を記載する。
- ・ 拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・ 拘束の方法（場所、行為、部位、内容）
- ・ 拘束の時間帯
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定

○ 利用者本人や身元保証人に対するの説明

身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体的拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に身元保証人等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、誰でも閲覧できるように各事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。